

工事委託契約締結について

工事委託に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 平成30年度(仮称)北熊本スマートインター建設工事
- 2 委 託 金 額 520,906,245円
- 3 契約の相手方 福岡市博多区博多駅東3丁目13番15号
西日本高速道路 株式会社 九州支社
支社長 廣畑 浩司

(提出理由)

工事委託契約締結について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。